



2025 年 11 月 7 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 C E ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 者 名 代表取締役社長 C O O（最高執行責任者） 新里雅則
（コード番号：4320 東証スタンダード、札幌）
問 合 せ 先 取締役管理担当 C F O（最高財務責任者） 田口常仁
（ T E L . 0 1 1 - 8 6 1 - 1 6 0 0 ）

剰余金の配当（特別配当を含む増配）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、今後の事業成長に必要な資金確保と株主の皆様への利益還元のバランスを総合的に検討した結果、2025 年 9 月 30 日を基準日とする剰余金の配当（特別配当を含む増配）を決議いたしました。これにより、2026 年 3 月に創業 30 周年を迎える当社から株主の皆様への感謝の意を表すとともに、引き続き持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

また、当社は、2024 年 11 月 8 日付「2024 年 9 月期決算短信〔日本基準〕（連結）」で発表いたしました 2025 年 9 月期期末配当予想についても、特別配当の実施に伴い増配しますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件につきましては、2025 年 12 月開催予定の第 30 回定時株主総会に付議する予定であります。

記

1. 修正内容

		当期決定額	直近の当期予想 (2024 年 11 月 8 日公表)	前期実績 (2024 年 9 月期)
基準日		2025 年 9 月 30 日	同左	2024 年 9 月 30 日
1 株当たり 配当金	普通配当	22 円 00 銭	22 円 00 銭	18 円 00 銭
	特別配当	30 円 00 銭	—	—
	合 計	52 円 00 銭	22 円 00 銭	18 円 00 銭
配当金総額		865 百万円	—	272 百万円
効力発生日		2025 年 12 月 19 日	—	2024 年 12 月 23 日
配当原資		利益剰余金	—	利益剰余金

2. 株主還元方針（2024 年 11 月発表）

当社は、株主の皆様に対する利益還元を一層強化することを目的として、2024 年 11 月に新たな株主還元方針を決定しており、その内容は以下のとおりであります。

2024 年 9 月期以降の株主還元方針につきましては、株主の皆様への利益還元を一層強化することを目的として、医療情報システムを中心とした既存事業の収益力向上、継続的な財務基盤の安定、及び持続的成長に向けた M & A 等の投資資金の確保などを総合的に勘案し、以下のとおりとしております。

- ・2024 年 9 月期普通配当（1 株 18 円）をスタートとし、累進配当（注 1）により、今後は増配または配当維持を継続する
- ・連結配当性向（注 2）は、前記の累進配当方針に合致しない可能性があるため、それに加えて配当利回り（注 3）、総還元性向（注 4）並びに自己資本配当率（DOE）（注 5）なども踏まえて、配当及び機動的な自己株式取得を実施する。

(注1) 1株当たり配当金(普通配当)の前期実績に対して、当期に増配または配当維持を行うこと

(注2) 連結配当性向＝(配当金総額÷親会社株主に帰属する当期純利益)×100

(注3) 配当利回り＝(1株当たり当期配当金÷前期末日時点の株価終値)×100

(注4) 総還元性向＝{(配当総額＋自己株式取得総額)÷親会社株主に帰属する当期純利益}×100

(注5) 自己資本配当率(DOE*)＝(配当総額÷当期末自己資本)×100

* DOE: Dividend on Equity

3. 修正理由

当社は、株式会社マイクロンに係る関係会社株式売却益等や現下の資金調達の状況、及び2026年9月期以降の事業環境を踏まえて、株主還元方針にしたがい検討した結果、特別配当として30円増配し、期末配当金を1株当たり合計52円(前期実績対比では34円増配)とさせていただくことを本日開催の取締役会で決議いたしました。

なお、当社は、M&A資金への充当を目的として、2023年10月11日に株式会社CEホールディングス第4回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行し、本新株予約権の行使により、本年7月までに累計942百万円の資金調達を行いました。本新株予約権の総数すべては行使されておりませんでした(資金調達の額は最大1,503百万円)、本年7月15日付「連結子会社の異動(株式譲渡)に関するお知らせ」のとおり、株式会社マイクロンの株式一部譲渡に伴う対価の受領等により、当初の目的とした資金調達が概ね達成できる見通しとなったことから、本年8月に本新株予約権による資金調達を中止しております(本年7月15日付「第4回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」ご参照)。

以 上